

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成28年5月10日

公立大学法人熊本県立大学理事長 五百旗頭 真

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 業務名

熊本県立大学総合管理学部資料室用印刷機賃貸借契約

### (2) 借入物品

印刷機一式

詳細は、熊本県立大学総合管理学部資料室用印刷機仕様書のとおり

### (3) 借入期間

平成28年6月1日から平成33年5月31日まで

### (4) 納入期限

平成28年5月31日（火）

### (5) 納入場所

熊本市東区月出3丁目1番100号 熊本県立大学総合管理学部棟

### (6) 入札金額等

ア 入札金額は、1月当たりの借入代金で行う。見積もりに当たっては60月賃貸借料率で計算すること。

イ 入札書の様式は、別紙1-1～3を参照のうえ作成すること。

ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 本公告に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号）の規定を準用する。

### (7) 最低制限価格の設定

設定しない。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年熊本県告示第1246号。以下「要綱」という。）第2条の規定によ

り業種リース・レンタル、詳細業種〇A機器類の入札参加資格を有すると決定された者であること。

- (2) 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書及び機能証明書を平成28年5月18日(水)午後5時までに熊本県立大学事務局総務課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領(平成19年11月14日制定)による取引停止等の期間中でないこと。

### 3 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書及び機能証明書を次により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (1) 提出期間

公告日から平成28年5月18日(水)(土曜、日曜及び国民の祝日を除く。)までの日の午前9時から午後5時までとする。

#### (2) 提出場所及び提出方法

4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

#### (3) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び場所

〒862-8502 熊本市東区月出3丁目1番100号 熊本県立大学事務局総務課  
電話番号 096-321-6606(内線229)

### 5 入札手続等

#### (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

#### (2) 仕様書及び様式の閲覧方法

##### ア 閲覧(交付)期間

公告日から平成28年5月18日(水)まで閲覧に供する。交付については、当該期間(土曜、日曜及び国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 閲覧(交付)場所

熊本県立大学ホームページ（「基本情報」>「入札情報」）にて閲覧又は4に記載する場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年5月20日（金） 午前10時30分

イ 場所

熊本県立大学本部棟2階大会議室

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成28年5月19日（木）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 開札の方法

開札は、入札に参加する者又はその代理人の立会いのもと行うものとする。この場合において、立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(6) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした者がいないときは、再入札を行う。なお、入札書を郵送した者で、再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

6 その他

(1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (4) 入札に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。
- (5) 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な挙動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめる場合がある。
- (7) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積る契約希望金額（入札書に記載した金額に8パーセントに相当する額を加算した金額）に借入期間月数（60月）を乗じた額の5パーセント以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を5の（3）記載の入札の日までに納付しなければならない。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る）。

- (2) 7の（1）のアに掲げる入札保証金の免除のための書類を提出する場合は、入札書と同時に提出すること。

- (3) 7の（1）のイに掲げる入札保証金の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

平成28年5月18日（水） 午後5時

イ 提出場所

4に記載のとおり

ウ 提出方法

アに掲げる日時までに、イに掲げる場所に持参すること。

ただし、持参できないときは、アに掲げる日時までに、イに掲げる場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札保証金免除申請書類在中」、「親展」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に入札に参加しようとする者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。

- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては、入札執行後速やかに還付する。
- (5) 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後に還付する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、法人に帰属する。

## 8 契約保証金

- (1) 契約しようとする者は契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

## 9 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否  
要

- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から7日以内とする。

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から3日以内とする。

- 10 当該契約に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり